

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年2月20日提出
<b>【発行者名】</b>	H S B C 投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 松田 庄平
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	村中 広司
<b>【電話番号】</b>	代表（03）3548-5690
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	H S B C 中国人民元ファンド
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】</b>	当初申込期間（平成23年6月13日から平成23年6月27日まで） 300億円を上限とします。 継続申込期間（平成23年6月28日から平成24年9月18日まで） 5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年5月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年6月13日、平成23年7月4日、平成23年8月2日、平成23年9月5日、平成23年10月5日、平成23年11月4日および平成23年12月1日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部      は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

### 第一部【証券情報】

#### （3）【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

      当初申込期間：300億円を上限とします。

      継続申込期間：5,000億円を上限とします。

（省略）

<訂正後>

5,000億円を上限とします。

（省略）

#### （4）【発行（売出）価格】

<訂正前>

      当初申込期間：発行価格（購入価額）は、1口当たり1円とします。

      継続申込期間：発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

（省略）

<訂正後>

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

（省略）

#### （7）【申込期間】

<訂正前>

      当初申込期間：平成23年6月13日から平成23年6月27日まで

      継続申込期間：平成23年6月28日から平成24年9月18日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成23年6月28日から平成24年9月18日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## ( 8 ) 【申込取扱場所】

&lt; 訂正前 &gt;

( 省略 )

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

&lt; 訂正後 &gt;

( 省略 )

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

## ( 9 ) 【払込期日】

&lt; 訂正前 &gt;

当初申込期間

受益権の購入申込者は、当初申込期間中に、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。当初申込期間における発行価額の総額は、設定日（平成23年6月28日）、各販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。継続申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

&lt; 訂正後 &gt;

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（省略）

ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。

（図省略）

2) （省略）

3) マザーファンドは、人民元建債券等へ実質的に投資します。

・主として、投資信託証券への投資を通じて、中国本土以外の市場で発行される人民元建ての債券や短期金融商品（短期運用の有価証券、預金を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

中国本土以外の市場で発行される人民元建ての転換社債、香港ドルや米ドル等の人民元以外の通貨建ての人民元に連動する仕組債等に投資する場合があります。

人民元関連の金融派生商品に投資する場合があります。

将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土の市場で発行される人民元建債券等に投資する場合があります。

4) （省略）

5) 投資信託証券は、委託会社の判断により追加・変更することがあります。

・委託会社の判断により、人民元建債券等を主要投資対象とするH S B C グローバル・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券（マザーファンド設定後に新たに設定される投資信託証券を含みます。）に限って、追加・変更することがあります。その場合、下図にある投資信託証券への投資の状態は変更されます。

信託設定時におけるマザーファンドの投資信託証券への投資の状態

（図省略）

6) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

#### H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる87の国と地域に7,500を超える拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界30以上の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更となる可能性があります。

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

（図省略）

2) （省略）

3) マザーファンドは、人民元建債券等へ実質的に投資します。

・主として、投資信託証券への投資を通じて、中国本土以外の市場で発行される人民元建ての債券や短期金融商品（短期運用の有価証券、預金を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

人民元建ての債券には、国債、政府機関債、国際機関債、社債、転換社債等が含まれます。

人民元以外の通貨で決済される債券等に投資する場合があります。

ヘッジ目的で金融派生商品に投資する場合があります。

将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土の市場で発行される人民元建債券等に投資する場合があります。

4) （省略）

5) 投資信託証券は、委託会社の判断により追加・変更することがあります。

・委託会社の判断により、人民元建債券等を主要投資対象とするH S B C グローバル・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券（新たに設定される投資信託証券を含みます。）に限って、追加・変更することがあります。その場合、下図にある投資信託証券への投資の状態は変更されます。

マザーファンドの投資信託証券への投資の状態

（図省略）

6) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

#### H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約7,500の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

## （２）【ファンドの沿革】

### < 訂正前 >

平成23年6月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始（予定）

### < 訂正後 >

平成23年6月28日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

## 2【投資方針】

### （３）【運用体制】

#### < 訂正前 >

当ファンドの運用管理体制

運用部が投資する投資信託証券を選定し、運用します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに、ガイドラインに沿った運用を適正に行っているか等の運用執行状況を日々管理します。

（省略）

ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

（省略）

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとって最良の取引の条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行を行わなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスクのみならず、政治リスク、決済リスク、オペレーションリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（省略）

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### < 訂正後 >

当ファンドの運用管理体制

運用部が投資する投資信託証券を選定し、運用します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに、方針どおりの運用を適正に行っているか等の運用執行状況を日々管理します。

（省略）

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（省略）

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カウンターリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（省略）

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

#### （４）【分配方針】

##### < 訂正前 >

収益分配方針

（省略）

収益の分配方式

（省略）

収益分配金の交付

（省略）

##### < 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の全部または一部が、実質的に元本の払戻しに相当する場合があります。
- ・ 分配金は信託財産から支払われますので、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。また、計算期間中の運用収益以上に分配が行われた場合には、基準価額が前期の決算日に比べて下落することになります。

##### < 訂正後 >

収益分配方針

（省略）

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

（省略）

収益分配金の交付

（省略）

##### < 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## （５）【投資制限】

&lt;訂正前&gt;

（省略）

## 投資対象ファンドの概要（１）

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・トラスト H S B C R M B ボンド・ファンド クラスI U S D
形態	米ドル建のケイマン籍外国投資信託

（省略）

主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中国本土</u>、中国本土以外で発行される人民元建ての債券、人民元建ての転換社債、香港ドルや米ドル等の人民元以外の通貨建ての人民元に連動する仕組債等に投資を行います。</li> <li>・ <u>人民元関連</u>の金融派生商品に投資する場合があります。</li> <li>・ 人民元建ての短期金融資産（短期運用の有価証券、預金を含む）を活用する場合があります。</li> </ul> <p>（注）人民元建債券市場において需給関係が著しく逼迫している場合等には、投資の全部または一部を人民元建預金で行う可能性があります。そのような場合、債券の発行体が十分に分散されない可能性があります。なお、人民元預金先銀行は一行ないし数行に限定されます。</p>
主な投資制限	（省略） ?投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。 ?純資産額の10%を超える借入は行いません。

（省略）

マネジメントフィー	年0%～0.30%（人民元建債券等の組入状況に応じて変動します。）
-----------	-----------------------------------

（省略）

## 投資対象ファンドの概要（２）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融資産
運用の基本方針	国内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

（以下省略）

&lt;訂正後&gt;

（省略）

## 投資対象ファンドの概要（１）

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・トラスト H S B C R M B ボンド・ファンド クラスI U S D
形態	ケイマン籍外国投資信託（米ドル建）

（省略）

主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>主として中国本土以外の市場</u>で発行される<u>人民元建ての国債、政府機関債、国際機関債、社債、転換社債</u>等に投資します。</li> <li>・ <u>人民元以外の通貨</u>で決済される債券等に投資する場合があります。</li> <li>・ <u>ヘッジ目的</u>で金融派生商品に投資する場合があります。</li> <li>・ <u>人民元建ての短期金融商品</u>（短期運用の有価証券、預金を含む）を活用する場合があります。</li> </ul> <p>（注）人民元建債券市場において需給関係が著しく逼迫している場合等には、投資の全部または一部を人民元建預金で行う可能性があります。</p>
主な投資制限	<p>（省略）</p> <p>?投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。</p> <p>?<u>金融派生商品</u>（<u>為替先渡取引や直物為替先渡取引に限定します。</u>）の利用は、<u>ヘッジ目的に限るものとします。</u></p> <p>?純資産額の10%を超える借入は行いません。</p>

（省略）

マネジメントフィー	年0.30%
-----------	--------

（省略）

## 投資対象ファンドの概要（2）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
運用の基本方針	国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

（以下省略）

## 3【投資リスク】

&lt; 訂正前 &gt;

## (1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主として外国債券等の値動きのある証券を組入れる投資信託証券等（外貨建資産に投資する場合、為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ご購入に際しては、ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

## 基準価額の変動リスク

（省略）

マザーファンドの投資対象ファンドにかかわる留意点

1)（省略）

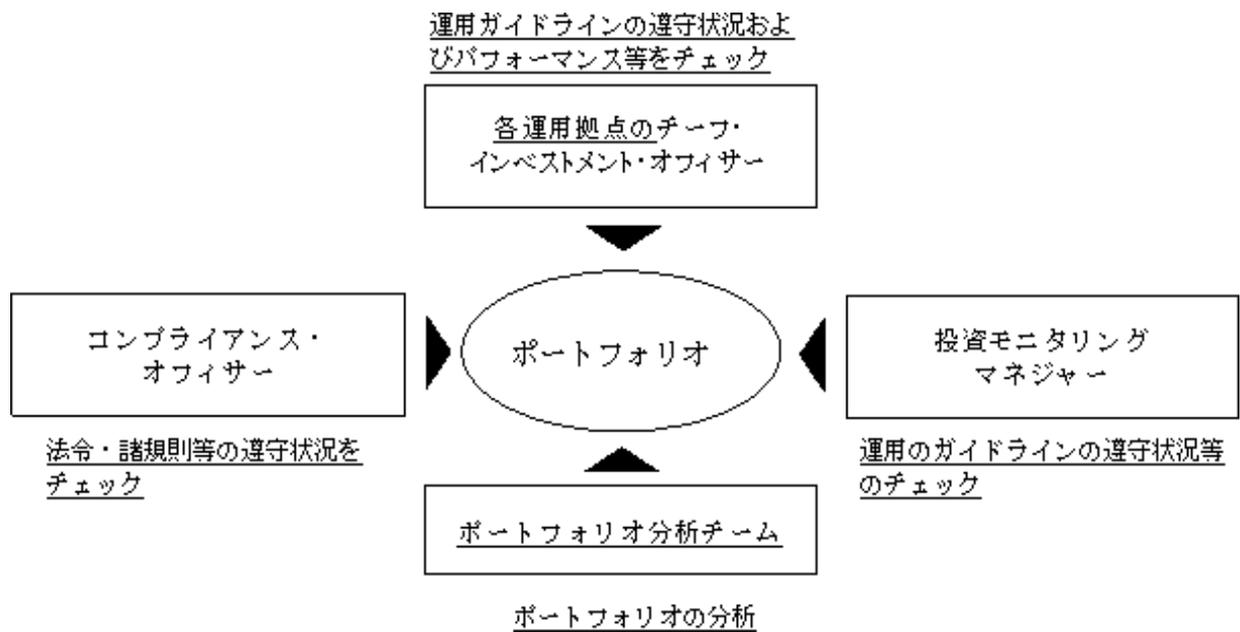
2) 本書提出日現在、人民元建債券の発行額は増加傾向にあるものの需要に対してまだ十分とは言い難く、流通市場は需給関係において需要が圧倒的に多い状態にあります。このような逼迫した需給関係は、人民元建債券の発行額が大幅に増加しても緩和されない可能性があります。

- 3) マザーファンドの主要投資対象ファンドである「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、人民元建債券を主要投資対象としますが、人民元建債券の組入れには、債券の発行市場、流通市場の需給関係やその他市場動向等によっては、時間を要する事態が想定されまず。したがって、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の純資産額に対する人民元建債券の組入比率が低い状態（人民元建預金の組入比率が高い状態）が続く場合があります。
- 4) ~ 5) (省略)
- 6) そのために、「H S B C R M B ボンド・ファンド」については、人民元建債券の当該ファンドの純資産額に対する組入比率の高低に応じて、マネジメントフィーを0%~0.3%と可変にしています。（例えば、債券組入比率が100%の場合のマネジメントフィーは0.3%、債券組入比率が50%の場合のマネジメントフィーは0.15%、債券組入比率が0%の場合のマネジメントフィーは0%となります。）  
また、当ファンドにおいても、第1計算期間中において、運用管理費用（信託報酬）を減額します。
- 7) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、大量の解約請求に対して受益者保護の目的で解約請求の受付数量を制限する場合があります。このような事態が生じた場合には、当ファンドの換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金申込の受付を取り消す場合があります。
- 8) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」において売却した人民元建債券等の引渡しができず、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の買戻代金の支払いが遅延する場合、当ファンドの換金代金の支払いに悪影響を及ぼす場合があります。
- 9) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、仕組債に投資することがあります。仕組債の流動性は一般的な債券に比べて低いと考えられ、当ファンドが「H S B C R M B ボンド・ファンド」への投資を通じて実質的に投資を行う仕組債の市場において流動性リスクが高まった場合、当ファンドが悪影響を被る場合があります。
- 10) 中国本土以外（主に香港）のオフショア市場における人民元為替取引については、オフショア人民元（C N H）の換算レートが用いられます。中国の為替市場における通貨の値動きは、人民元について中国本土内外の為替取引の自由化が完全には実施されていないことから、C N Hと中国本土のオンショア人民元（C N Y）の価格間の裁定が働きにくい状況となっており、C N HとC N Yの為替市場の値動きは乖離する場合があります。

その他の留意点

(省略)

## (2) 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

- ・ 各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーは、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行っております。
- ・ 投資モニタリングマネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。
- ・ ポートフォリオ分析チームは、運用部門から完全に独立したチームであり、ポートフォリオの各種リスク特性を示す要因分析を行い、定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー、運用担当者、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャーに対し分析結果が報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則および社内業務規定に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントに共通の管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 訂正後 >

#### (1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入る有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はす

べて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解の上ご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

#### 基準価額の変動リスク

（省略）

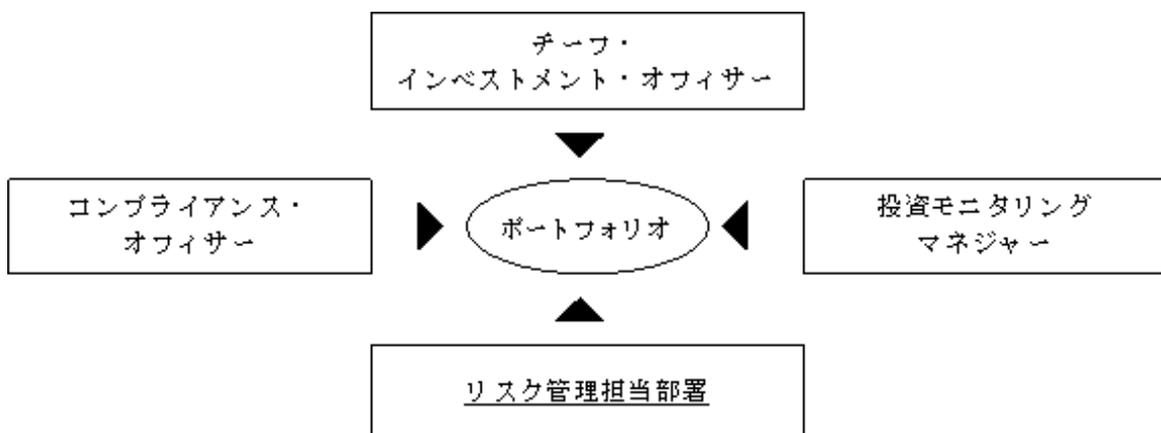
マザーファンドの投資対象ファンドにかかわる留意点

- 1）（省略）
- 2）本書提出日現在、人民元建債券の発行額は増加傾向にあるものの需要に対してまだ十分とは言い難く、流通市場は需給関係において超過需要の状態にあります。このような需給関係は、人民元建債券の発行額が増加してもなかなか緩和されない可能性があります。
- 3）マザーファンドの主要投資対象ファンドである「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、人民元建債券を主要投資対象としますが、債券の発行市場、流通市場の需給関係やその他市場動向等によっては、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の純資産額に対する人民元建債券の組入比率が低い状態（人民元建預金の組入比率が高い状態）になる場合があります。
- 4）～ 5）（省略）
- 6）「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、大量の解約請求に対して受益者保護の目的で解約請求の受付数量を制限する場合があります。このような事態が生じた場合には、当ファンドの換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金申込の受付を取り消す場合があります。
- 7）「H S B C R M B ボンド・ファンド」において売却した人民元建債券等の引渡しができず、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の買戻代金の支払いが遅延する場合、当ファンドの換金代金の支払いに悪影響を及ぼす場合があります。
- 8）中国本土以外（主に香港）のオフショア市場における人民元為替取引については、オフショア人民元（C N H）の換算レートが用いられます。中国の為替市場における通貨の値動きは、人民元について中国本土内外の為替取引の自由化が完全には実施されていないことから、C N Hと中国本土のオンショア人民元（C N Y）の価格間の裁定が働きにくい場合があり、C N HとC N Yの為替市場の値動きは乖離する場合があります。

その他の留意点

（省略）

#### （ 2 ） 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。
- ・投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

###### <訂正前>

購入時手数料は、購入金額（購入価額（当初申込期間は1口当たり1円）に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（省略）

###### <訂正後>

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（省略）

##### (3)【信託報酬等】

###### <訂正前>

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0815%（税抜年1.03%）以内の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**信託報酬の支弁**

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は、原則として次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.525% (税抜年0.50%)	年0.525% (税抜年0.50%)	年0.0315% (税抜年0.03%)	年1.0815% (税抜年1.03%)

ただし、第1計算期間中は以下のとおりとします。(延長する場合があります。)

ファンドの日々の純資産総額に対して、年0.8925% (税抜年0.85%)

(税抜年0.85%の内訳：委託会社0.32%、販売会社0.50%、受託会社0.03%)

**投資先投資証券における信託報酬等**

前記の信託報酬のほかに、マザーファンドが主要投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券において支弁されます。

**「H S B C R M B ボンド・ファンド」**

マネジメントフィー	年0.0%～0.30%
-----------	-------------

上記マネジメントフィーは、当該投資先投資証券の人民元建債券等の組入状況に応じて変動します。

**「マネープールファンド」**

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042% (税抜年0.040%)
------	-----------------------------------

投資先投資証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.3815% (税抜年1.33%) 程度を上限とします。

**< 訂正後 >****運用管理費用（信託報酬）の総額**

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0815% (税抜年1.03%) 以内の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

**信託報酬の支払い**

上記の信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は、原則として次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.525% (税抜年0.50%)	年0.525% (税抜年0.50%)	年0.0315% (税抜年0.03%)	年1.0815% (税抜年1.03%)

ただし、第1計算期間中は以下のとおりとします。

ファンドの日々の純資産総額に対して、年0.8925% (税抜年0.85%)

(税抜年0.85%の内訳：委託会社0.32%、販売会社0.50%、受託会社0.03%)

**投資先投資証券における信託報酬等**

前記の信託報酬のほかに、マザーファンドが主要投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券において支払われます。

## 「H S B C R M B ボンド・ファンド」

マネジメントフィー	年0.30%
-----------	--------

## 「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.040%）
------	----------------------------------

投資先投資証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.3815%（税抜年1.33%）程度となります。

## (5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（省略）

個別元本について

1) ~ 3)（省略）

4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

3)（省略）

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記の内容は平成23年4月末日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

（省略）

個別元本について

1)～3)（省略）

4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されません（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

3)（省略）

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記の内容は平成23年12月末日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお

勧めします。

## 5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

## &lt;訂正・更新後&gt;

以下は平成23年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

## H S B C 中国人民元ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	498,622,337	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	44,791	0.01
合計（純資産総額）	-	498,577,546	100.00

## (参考) H S B C 中国人民元マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,860,044	0.57
	ケイマン諸島	466,226,107	93.51
	小計	469,086,151	94.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	29,511,272	5.92
合計（純資産総額）	-	498,597,423	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C 中国人民 元 マザーファンド	523,323,192	0.9839	514,911,572	0.9528	498,622,337	100.01

## 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考) H S B C 中国人民元マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	H S B C マネーブ ール ファンド(適格機関 投資 家専用)	2,820,000	1.014	2,859,480	1.0142	2,860,044	0.57
ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	HSBC GLOBAL INVESTMENT TRUST -HSBC RMB BF	594,198.814	792.94	471,168,760	784.62	466,226,107	93.51

## 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.08
合計	94.08

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(為替予約)

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替 予約取引	売建	米ドル	272,700.00	21,234,250	21,196,970	4.25

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年12月末日および同日前1年以内(設定日まで)における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成23年 6月末日	489	-	1.0009	-
平成23年 7月末日	594	-	0.9669	-
平成23年 8月末日	609	-	0.9591	-
平成23年 9月末日	608	-	0.9360	-
平成23年10月末日	568	-	0.9472	-
平成23年11月末日	533	-	0.9493	-
平成23年12月末日	498	-	0.9499	-

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
---	--------

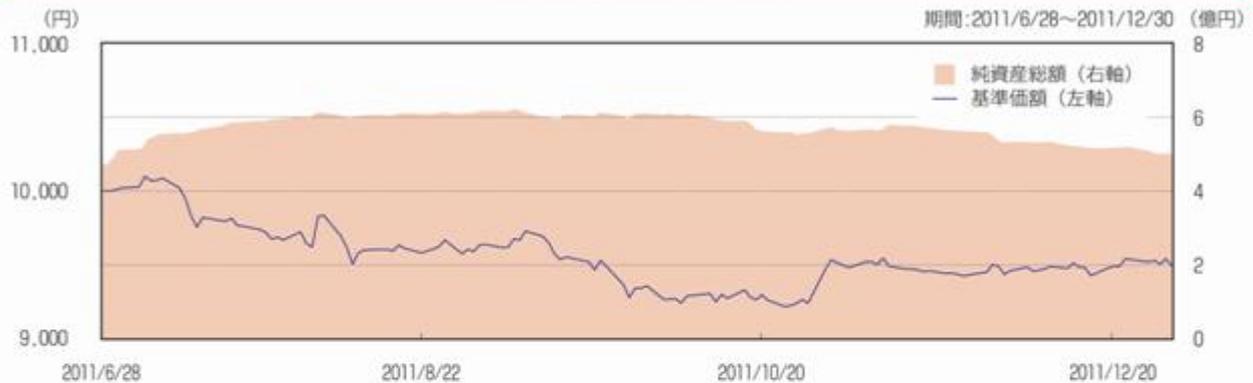
第1期（中間期）	4.7
----------	-----

## （運用実績）

（2011年12月末現在）基準価額：9,499円／純資産総額：4.98億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### ① 基準価額・純資産総額の推移



注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。

### ② 分配の推移

該当事項はありません。

### ③ 主要な資産の状況

（「HSBC RMBボンド・ファンド」のデータを表示しています。）

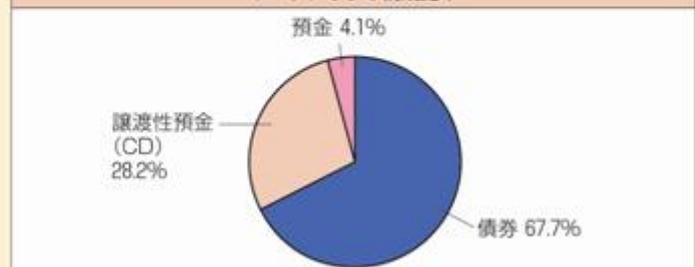
順位	発行体／銘柄名	種類	償還日	クーポン	比率
1	バリューサクセスインターナショナル	債券	2014/6/9	2.075%	5.6%
2	グローバル・ロジスティック・プロパティーズ	債券	2016/5/11	3.375%	4.4%
3	中国交通銀行	譲渡性預金(CD)	2014/4/1	1.35%	4.4%
4	フォルクスワーゲンインターナショナルファイナンス	債券	2016/5/23	2.15%	4.3%
5	中国銀行	譲渡性預金(CD)	2016/6/15	1.7%	4.3%
6	中国工商银行(亞洲)	譲渡性預金(CD)	2013/2/25	1.1%	4.3%
7	永隆銀行	譲渡性預金(CD)	2014/4/22	1.2%	4.3%
8	HKCGファイナンス	債券	2016/4/11	1.4%	4.1%
9	中国国債	債券	2020/12/1	2.48%	3.1%
10	国家開発銀行	譲渡性預金(CD)	2014/8/25	1.3%	2.9%
銘柄数					48

・発行体／銘柄名は、報道等の表記を参考に委託会社が翻訳したものです。

#### 債券ポートフォリオの特性値

平均残存期間	3.51年
平均デュレーション	3.28年
平均最終利回り	4.33%

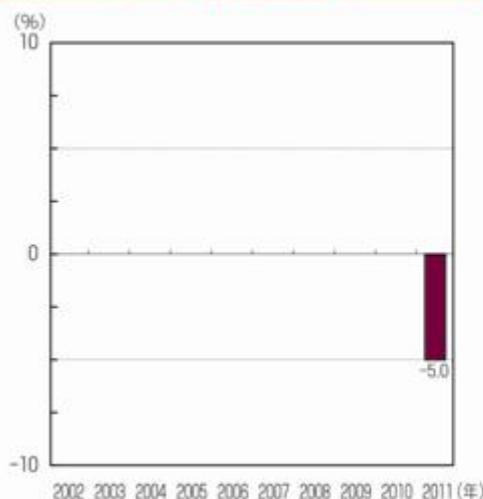
#### ポートフォリオ構成比率



・預金には定期預金を含みます。  
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。  
・上記データは、2011年11月末現在のものです。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.01%、マザーファンドにおける「HSBC RMBボンド・ファンド」の組入比率は93.51%です。(2011年12月末現在)

### ④ 年間収益率の推移



・当ファンドはベンチマークを設けていません。  
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。  
・2011年は、設定日(6月28日)から年末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期（中間期）	758,211,951	233,164,113

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期（中間期）の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（省略）

## (4) 購入価額

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

## (5) 購入時手数料

購入金額（購入価額（当初申込期間は1口当たり1円）に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

## (6) 購入申込受付不可日

購入申込日が香港の銀行休業日およびその前営業日に当たる場合には、購入申込の受付は行いません。

## (7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*1</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取消することができます。

<sup>\*1</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態<sup>\*2</sup>による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

<sup>\*2</sup> 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

<訂正後>

（省略）

## (4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

## (5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加

算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日が香港の銀行休業日とその前営業日または中国の銀行休業日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取消することができます。

<sup>\*</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

(省略)

## 2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

(省略)

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日が香港の銀行休業日およびその前営業日に当たる場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*1</sup>あるときは、換金申込の受付を中止することができます。

換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

<sup>\*1</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態<sup>\*2</sup>による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

<sup>\*2</sup> 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

(省略)

< 訂正後 >

(省略)

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日が香港の銀行休業日とその前営業日または中国の銀行休業日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>あるときは、換金申込の受付を中止することができます。

換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（３）換金価額」に準じて計算された価額とします。

<sup>\*</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

### 第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

- ・当ファンドは、平成23年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、資産を有していません。
  - ・当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われる予定です。
- （省略）

< 訂正後 >

- ・当ファンドは、本書提出日現在において、第1期の中間財務諸表（平成23年12月27日現在）の会計監査を終えていないため、以下の財務諸表および中間財務諸表について該当事項はありません。
  - ・当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われる予定です。
- （省略）

### 2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正・更新後 >

以下は平成23年12月末日現在の当ファンドの現況であります。

#### 【純資産額計算書】

資産総額	525,324,299 円
負債総額	26,746,753 円
純資産総額（ - ）	498,577,546 円
発行済口数	524,857,906 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9499 円

（参考）H S B C 中国人民元マザーファンド

資産総額	546,533,635 円
負債総額	47,936,212 円
純資産総額（ - ）	498,597,423 円

発行済口数	523,323,192 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9528 円

### 第三部【委託会社等の情報】

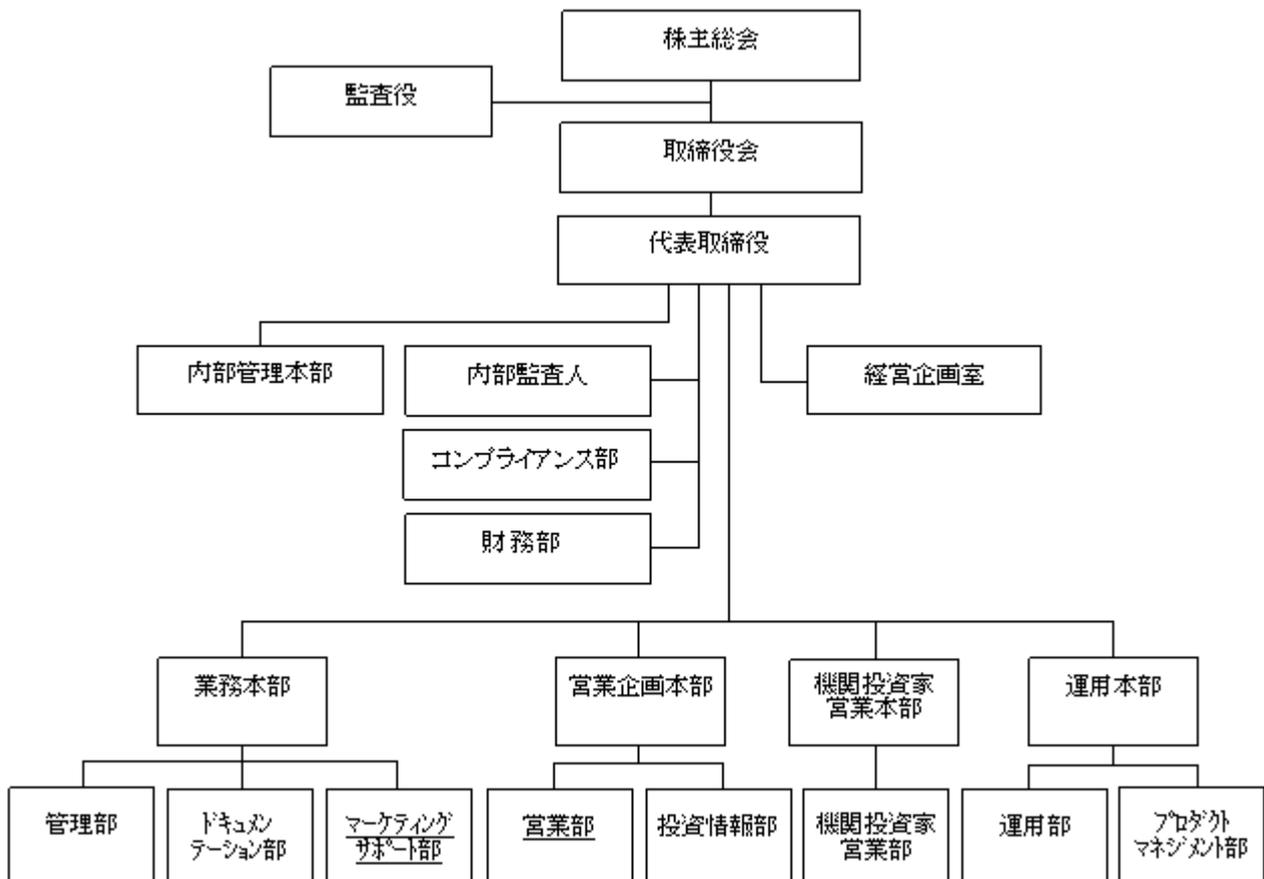
#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

##### (2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）

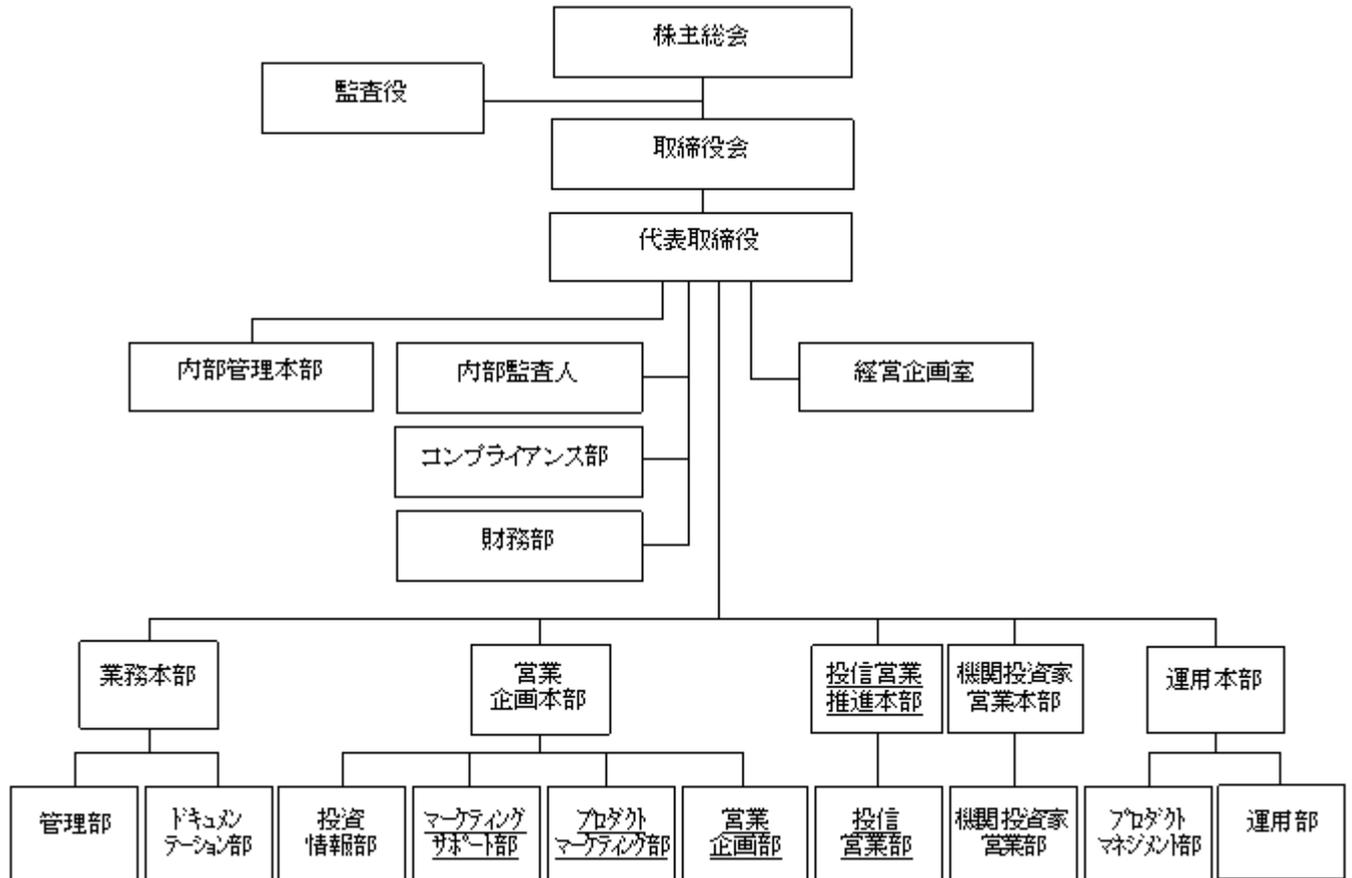


(省略)

< 訂正後 >

( 2 ) 委託会社の機構

組織図（平成23年12月末現在）



(省略)

## 2【事業の内容及び営業の概況】

## &lt; 訂正前 &gt;

(省略)

平成23年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。)

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	33	808,799 百万円
合 計	33	808,799 百万円

## &lt; 訂正後 &gt;

(省略)

平成23年12月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。)

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	34	503,504 百万円
合 計	34	503,504 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

#### < 訂正・更新後 >

- ( 1 ) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。  
なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- ( 2 ) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- ( 3 ) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。  
なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。
- ( 4 ) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	4,277,258	*4	7,169,735
前払費用	*5	16,631		6,089
未収入金		46,919		22,872
未収委託者報酬		1,504,856		1,337,973
未収投資助言報酬		20,379		17,560
未収収益		7,748		-
繰延税金資産		122,348		182,176
流動資産計		5,996,141		8,736,407
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		31,532		27,581
器具備品		8,232		5,779
有形固定資産計		39,765		33,360
無形固定資産				
商標権		-		991
無形固定資産計		-		991
投資その他の資産				
敷金		43,905		44,556
繰延税金資産		775		11,323
その他		1,800		-
投資その他の資産計		46,480		55,880
固定資産計		86,245		90,232
資産合計		6,082,386		8,826,640
負債の部				
流動負債				
預り金		-		353
未払金	*4	645,039	*4, 5	961,379
未払費用		958,979		840,730
未払法人税等	*2	880,258	*2	1,101,898
未払消費税等		109,318		167,507
賞与引当金		41,448		87,330
流動負債計		2,635,044		3,159,199
固定負債				
長期未払金	*5	4,625		-
役員退職慰労引当金		20,952		24,673
固定負債計		25,578		24,673
負債合計		2,660,622		3,183,872

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,926,763	5,147,767
利益剰余金計	2,926,763	5,147,767
株主資本計	3,421,763	5,642,767
純資産合計	3,421,763	5,642,767
負債・純資産合計	6,082,386	8,826,640

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		9,928,824		14,640,091
投資助言報酬		103,117		90,651
その他営業収益		27,757		3,430
営業収益計		10,059,699		14,734,173
営業費用				
支払手数料	*2	4,006,177	*2	6,120,220
広告宣伝費		33,957		53,806
調査費				
調査費		22,904		18,226
委託調査費		1,924,479		2,770,320
調査費計		1,947,383		2,788,546
委託計算費		117,711		135,093
営業雑費				
通信費		22,222		25,148
印刷費		167,431		185,681
協会費		4,014		5,796
諸会費		550		550
営業雑費計		194,218		217,177
営業費用計		6,299,448		9,314,845
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,381	*1	67,091
給料・手当	*3	648,616	*3	669,223
退職手当		-		54,787
賞与		203,091		273,379
賞与引当金繰入額		41,448		87,330
給料計		960,536		1,151,812
交際費		2,538		8,064
旅費交通費		27,792		25,718
租税公課		17,912		23,259
不動産賃借料		39,148		40,541
役員退職慰労引当金繰入		3,740		3,720
固定資産減価償却費		8,020		11,845
弁護士費用等		22,865		58,374
事務委託費		-	*2	210,555
保険料		5,263		6,883
諸経費	*2	246,788		100,165
一般管理費計		1,334,605		1,640,940
営業利益		2,425,645		3,778,387

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	279	3
為替差益	827	302
消費税還付収入	854	-
その他	249	102
営業外収益計	2,210	408
営業外費用		
雑損失	2,878	461
営業外費用計	2,878	461
經常利益	2,424,978	3,778,334
特別利益		
固定資産売却益	616	-
特別利益計	616	-
特別損失		
固定資産除却損	145	0
特別損失計	145	0
税引前当期純利益	2,425,449	3,778,334
法人税、住民税及び事業税	1,071,033	1,627,707
法人税等調整額	59,958	70,376
当期純利益	1,414,374	2,221,004

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,542,820	2,926,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	2,926,763	5,147,767
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767
純資産合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>建物附属設備 5年 器具備品 3～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産除く） —————</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p> <p>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

## 会計方針の変更

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
_____	（資産除去債務に関する会計基準等） 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。

## 表示方法の変更

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
_____	（損益計算書） 1．前事業年度において「給料・手当」に含めて表示しておりました「退職手当」（前事業年度37,109千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。 2．前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりました「事務委託費」（前事業年度181,562千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）	当事業年度（平成23年3月31日現在）																
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">5,436千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,847千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	5,436千円	器具備品	5,847千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">13,567千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">9,553千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	13,567千円	器具備品	9,553千円								
建物附属設備	5,436千円																
器具備品	5,847千円																
建物附属設備	13,567千円																
器具備品	9,553千円																
2 未払法人税等の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">572,005千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">72,102千円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">84,232千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">151,917千円</td> </tr> </table>	法人税	572,005千円	事業税	72,102千円	地方法人特別税	84,232千円	住民税	151,917千円	2 未払法人税等の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">745,608千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">95,074千円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">106,604千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">154,610千円</td> </tr> </table>	法人税	745,608千円	事業税	95,074千円	地方法人特別税	106,604千円	住民税	154,610千円
法人税	572,005千円																
事業税	72,102千円																
地方法人特別税	84,232千円																
住民税	151,917千円																
法人税	745,608千円																
事業税	95,074千円																
地方法人特別税	106,604千円																
住民税	154,610千円																
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。	同左																

<p>当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 1,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - //</p> <p>差引額 1,000,000 //</p>	同左
<p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>預金 4,234,934千円 未払金 9,319千円</p>	<p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>預金 7,132,716千円 未払金 80,178千円</p>
<p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。</p>	<p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 300,000千円 監査役 年額 50,000千円</p>	<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>同左</p>
<p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>支払手数料 42,844千円 諸経費 29,611千円</p>	<p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>支払手数料 101,960千円 事務委託費 118,080千円 人件費等 94,650千円</p>
<p>3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額86,353千円が含まれております。</p>	<p>3 給料・手当及び退職手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額106,826千円が含まれております。</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,900	-	7,800	2,100

## (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 7,800株

## 2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	-	7,800	7,800	-

## (変動事由の概要)

当社は、平成21年6月17日開催の株主総会において、会社法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、取得した自己株式は平成21年6月22日開催の取締役会において、7,800株の消却の決議をいたしました。

## 1．自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

## 2．取得の内容

取得方法 株主からの取得

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得しうる株式の総数 7,800株（発行済株式総数9,900株に対する割合78.8%）

株式の取得価額の総額 4,030百万円

買付期間 平成21年6月17日～平成21年9月30日

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	4,277,258	4,277,258	-
（2）未収委託者報酬	1,504,856	1,504,856	-
（3）未収投資助言報酬	20,379	20,379	-
資産計	5,802,493	5,802,493	-
（1）未払金	645,039	645,039	-
（2）未払費用	958,979	958,979	-
負債計	1,604,019	1,604,019	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目（1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	-
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	-
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	-
資産計	8,525,269	8,525,269	-
(1) 未払金	961,379	961,379	-
(2) 未払費用	840,730	840,730	-
負債計	1,802,110	1,802,110	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(追加情報)

当会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)

及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1) セグメント情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（ 2 ） 関連情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（ 1 ） 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（ 2 ） 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（ 3 ） 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（ 3 ） 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ 4 ） 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ 5 ） 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 税効果会計関係 )

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳
千円	千円
繰延税金資産	繰延税金資産
減価償却の償却超過額	減価償却の償却超過額
775	1,284
退職給付引当金及び役員退職 慰労金損金算入限度超過額	退職給付引当金及び役員退職 慰労金損金算入限度超過額
8,525	10,039
未払費用否認	未払金否認
41,682	32,783
賞与引当金否認	未払費用否認
16,864	37,455
長期未払金否認	賞与引当金否認
1,882	35,533
貸倒引当金否認	未払事業税等
406	82,061
未払事業税等	前払費用
63,397	2,209
前払費用	繰延税金資産小計
501	201,366
繰延税金資産小計	評価性引当額
134,032	7,866
評価性引当額	繰延税金資産の合計
10,909	193,500
繰延税金資産の合計	
123,123	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、当 該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、当 該差異の原因となった主要な項目別の内訳
%	%
法定実効税率	法定実効税率
40.7	40.7
(調整)	(調整)
評価性引当額	評価性引当額
0.3	0.0
住民税均等割	住民税均等割
0.0	0.0
交際費等永久に損金に算入され ない項目	交際費等永久に損金に算入され ない項目
1.3	0.5
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	税効果会計適用後の法人税等の 負担率
41.7	41.2

## （関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 行使等 の被所 有者割 合	関連当 事者 との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百 万 香港ドル	銀行 業	間接 100%	資金の 預金	*1 資金の 預入		預 金	4,234,934
							*2 支払手 数料	42,844	未払 金	9,319
							*3 諸経費	29,611		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

\*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

\*3 当該会社とのサービス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

\*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

## （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 行使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	29,961	未払費用	16,830
同一の 親会社 を持つ 会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	86,851	未払費用	4,261
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	30,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約、 役員の兼任	事務委託	24,768	未払費用	10,888
							*1 支払投資 運用報酬	13,849		
同一の 親会社 を持つ 会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd	香港	5,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	*1 支払投資 運用報酬	874,821	未払費用	244,962
同一の 親会社 を持つ 会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd	香港	6,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	共通発生経費 立替分	27,757	未収収益	7,748
							*1 支払投資 運用報酬	635	未払費用	-
同一の 親会社 を持つ 会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネージメント フィー	1,156	未収収益	-
							*1 支払投資 運用報酬	75,055	未払費用	34,993

同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,284百万 ブラジル レアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	872,058	未払費用	572,322
-------------	---------------------	------	------------------------	-----	----	------------	-----------------	---------	------	---------

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託 役員の 兼任	*1 資金 の預入		預金	7,132,716
							*2 支払 手数料	101,960	未払 金	80,178
							*3 事務 委託	18,080		
							人件費等	94,650		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

\*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

\*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

\*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資 運用報酬	225,313		

同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランスパリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 Halbis Capital Management (UK) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd. に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*5 Halbis Capital Management (HK)Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd. に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd. に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- \*7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

## (1株当たり情報)

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1株当たり純資産額 1,629,411.21円	1株当たり純資産額 2,687,032.35円
1株当たり当期純利益 367,179.22円	1株当たり当期純利益 1,057,621.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株式の期中平均株式数（株）	3,852	2,100

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## &lt; 中間財務諸表 &gt;

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		6,350,297
前払費用		5,318
未収入金		20,949
未収委託者報酬		2,332,745
未収投資助言報酬		15,509
繰延税金資産		164,548
流動資産計		8,889,369
固定資産		
有形固定資産 <span style="float: right;">*1</span>		
建物附属設備		23,466
器具備品		5,418
有形固定資産計		28,884
無形固定資産		
商標権		941
無形固定資産計		941
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		12,757
投資その他の資産計		47,190
固定資産計		77,016
資産合計		8,966,385
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		148
未払金	*4	1,019,970
未払費用		631,531
未払消費税等	*2	26,452
未払法人税等		568,139
賞与引当金		223,489
流動負債計		2,469,731
固定負債		
役員退職慰労引当金		26,533
固定負債計		26,533
負債合計		2,496,264
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,975,121
利益剰余金合計		5,975,121
株主資本合計		6,470,121
純資産合計		6,470,121
負債・純資産合計		8,966,385



## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

	当中間会計期間 ( 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日 )	
営業収益		
委託者報酬		6,007,488
投資助言報酬		39,342
営業収益計		6,046,830
営業費用		
支払手数料		2,537,286
広告宣伝費		11,028
調査費		
調査費		12,051
委託調査費		1,114,166
調査費計		1,126,217
委託計算費		62,910
営業雑費		
通信費		10,913
印刷費		77,555
協会費		3,961
諸会費		400
営業雑費計		92,830
営業費用計		3,830,274
一般管理費		
給料		
役員報酬		34,374
給料・手当	*1	390,894
賞与		12,658
賞与引当金繰入額		136,159
給料計		574,086
交際費		2,576
旅費交通費		12,299
租税公課		7,771
不動産賃借料		27,354
役員退職慰労引当金繰入		1,860
固定資産減価償却費	*2	6,141
弁護士費用等		23,969
事務委託費		117,188
保険料		3,562
諸経費		35,320
一般管理費計		812,130
営業利益		1,404,425
営業外収益		
受取利息		1
雑収入		161
営業外収益計		162

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
営業外費用	
為替差損	494
雑損失	39
営業外費用計	533
經常利益	1,404,053
税引前中間純利益	1,404,053
法人税、住民税及び事業税	560,506
法人税等調整額	16,194
中間純利益	827,353

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,147,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	5,975,121
株主資本合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121
純資産合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備    5年 器具備品        3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権          10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

## 当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	17,682千円
器具備品	11,717千円

- 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

- 3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- "
差引借入未実行残高	1,000,000 "

- 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## （中間損益計算書関係）

## 当中間会計期間

[自]平成23年4月 1日

[至]平成23年9月30日

- 1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額30,531千円が含まれております。

- 2 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産	6,091千円
無形固定資産	50千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100
2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項 該当事項はありません。				

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,350,297	6,350,297	-
(2) 未収委託者報酬	2,332,745	2,332,745	-
(3) 未収投資助言報酬	15,509	15,509	-
資産計	8,698,552	8,698,552	-
(1) 未払金	1,019,970	1,019,970	-
(2) 未払費用	631,531	631,531	-
負債計	1,651,502	1,651,502	-

## 注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## （一株当たり情報）

当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	3,081,010.04円
1株当たり中間純利益金額	393,977.68円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
中間純利益（千円）	827,353
普通株式に係る中間純利益（千円）	827,353
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下は、訂正・更新後のものです。下線部\_\_は、訂正部分を示します。

<訂正・更新後>

## (1) 受託会社

名 称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,260百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

H S B C 証券会社東京支店	24,422百万円（注1） （平成23年3月末現在）	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 （平成23年3月末現在）	
香川証券株式会社	555百万円 （平成23年3月末現在）	
篠山証券株式会社	100百万円 （平成23年3月末現在）	
静岡東海証券株式会社	600百万円 （平成23年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成23年3月末現在）	
上光証券株式会社	500百万円 （平成23年3月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成23年3月末現在）	
新潟証券株式会社	600百万円 （平成23年3月末現在）	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円 （平成23年3月末現在）	
播陽証券株式会社	112百万円 （平成23年3月末現在）	
むさし証券株式会社	5,000百万円 （平成23年3月末現在）	
明和証券株式会社	511百万円 （平成23年3月末現在）	
山形証券株式会社	100百万円 （平成23年3月末現在）	
山和証券株式会社	585百万円 （平成23年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成23年3月末現在）	

株式会社あおぞら銀行	419,781百万円 (平成23年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円 (平成23年3月末現在)	
株式会社イオン銀行	51,250百万円 (平成23年3月末現在)	
株式会社京葉銀行	49,759百万円 (平成23年3月末現在)	
株式会社西京銀行	12,690百万円 (平成23年3月末現在)	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 (平成23年3月末現在)	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円 (平成23年3月末現在)	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル（注2） (平成22年12月末現在)	

(注1) H S B C 証券会社東京支店の資本金の額は、持込資本金額です。

(注2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社  
員 公 認 会 計 士 安 藤 通 教  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。